



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第45号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則 (畜 産 課) 2

【告 示】

島根県肉用種雄牛産肉能力直接検定規程の廃止 (畜 産 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則（規則第38号）

1 規則の概要

引用する法律の題名の改正

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則（昭和42年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第230号**

島根県肉用種雄牛産肉能力直接検定規程（昭和45年島根県告示第987号）は廃止し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛